

鹿屋市路線バス・タクシー・運転代行業者燃料価格高騰対策支援事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料油価格の高騰により厳しい経営環境にある路線バス事業者、タクシー事業者、福祉有償運送事業者及び自動車運転代行業者（以下これらを「事業者」という。）の事業継続を支援することにより市民の移動手段の維持を図るため、事業者に対し、予算の範囲内において鹿屋市路線バス・タクシー・運転代行業者燃料価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として令和7年1月1日（以下「基準日」という。）以前に同法第4条第1項の許可を受けている者で、第5条の申請の日（以下「申請日」という。）において乗降できる停留所が市内に所在する乗合バスの路線を有するものをいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者として基準日以前に同法第4条第1項の許可を受けている者で、申請日において市内に事業所を有し、営業を行っているものをいう。
- (3) 福祉有償運送事業者 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する福祉有償運送を行う者として基準日以前に道路運送法第79条の登録を受けている者で、申請日において市内に事業所を有し、運送を行っているものをいう。
- (4) 自動車運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第2条第1項に規定する自動車運転代行業を営業者として基準日以前に運転代行業法第4条の認定を受けている者で、申請日において市内に事業所を有し、営業を行っているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 政治活動若しくは宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。
- (3) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表第1の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市路線バス・タクシー・運転代行業者燃料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に、別表第2の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請の期限は、令和7年2月28日までとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市路線バス・タクシー・運転代行業者燃料価格高騰対策支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、速やかに補助金を交付する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象者	補助金の額
路線バス事業者	補助対象者自らが運行する路線の運行便数（基準日現在の時刻表において週当たりに運行する最大の便数をいう。）に市内走行キロメートル数及び143円を乗じて得た額。ただし、次の各号のいずれかに該当する路線を除く。 (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年 3 月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）による地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付の対象となる路線（以下「地域間幹線系統路線」という。）のうち、同要綱別表 2 の 5 の項に規定する平均乗車密度の見込数値が 5 人未満の補助対象系統に該当しない路線 (2) 鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金交付要綱（平成19年鹿屋市告示第38号）による鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金の交付の対象となる路線
タクシー事業者	基準日において市内の事業所に配置するガソリン等を燃料とする一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数に22,000円を乗じて得た額
福祉有償運送事業者	基準日において市内の事業所に配置するガソリン等を燃料とする福祉有償運送の用に供する自動車の数に22,000円を乗じて得た額
自動車運転代行業者	基準日において市内の事業所に配置するガソリン等を燃料とする運転代行業法第 2 条第 7 項に規定する随伴用自動車の数に11,000円を乗じて得た額

注 1 「市内走行キロメートル数」とは、地域間幹線系統路線にあつては鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第16号）による鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金の算定に用いる市内乗入キロメートル数を、その他の路線にあつては当該路線の市内乗入キロメートル数（市外にまたがる場合は、市外において最初に降車可能な停留所までのキロメートル数を含む。）をいう。

2 「ガソリン等」とは、ガソリン、軽油又はガソリン及びLPG（LPGハイブリッド）をいう。

別表第 2（第 5 条関係）

申請者	添付する書類
路線バス事業者	(1) 誓約書（別記第 3 号様式） (2) 道路運送法第 4 条第 1 項の許可を受けていることを証する書類の写し (3) 補助対象路線便数内訳書（別記第 4 号様式）
タクシー事業者	(1) 誓約書（別記第 3 号様式） (2) 道路運送法第 4 条第 1 項の許可を受けていることを証する書類の写し (3) 補助対象車両内訳書（別記第 5 号様式） (4) 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し
福祉有償運送事業者	(1) 誓約書（別記第 3 号様式） (2) 道路運送法第 79 条の登録を受けていることを証する書類の写し (3) 補助対象車両内訳書（別記第 5 号様式） (4) 福祉有償運送の用に供する自動車の自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し
自動車運転代行業者	(1) 誓約書（別記第 3 号様式） (2) 運転代行業法第 4 条の認定を受けていることを証する書類の写し (3) 補助対象車両内訳書（別記第 5 号様式） (4) 運転代行業法第 2 条第 7 項に規定する随伴用自動車の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し (5) 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省令第 62 号）第 4 条に定める基準に適合する損害賠償責任保険契約の締結を証する書類又は損害賠償責任共済契約の締結を証する書類の写し

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

所在地

名称

代表者名

印

電話番号

鹿屋市路線バス・タクシー・運転代行業者燃料価格高騰対策支援事業
補助金交付申請書兼請求書

鹿屋市路線バス・タクシー・運転代行業者燃料価格高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市路線バス・タクシー・運転代行業者燃料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請及び請求します。

記

1 申請者の区分及び交付申請額

区分	交付申請額	備考
路線バス事業者	円	別記第4号様式「補助対象路線便数内訳書」の③の額
タクシー事業者	円	別記第5号様式「補助対象車両内訳書」の④の額
福祉有償運送事業者	円	別記第5号様式「補助対象車両内訳書」の④の額
自動車運転代行業者	円	別記第5号様式「補助対象車両内訳書」の④の額

2 振込口座

金融機関名			支店等名							
種 別	1 普通	2 当座	口座番号 (右詰めで記入)							
フリガナ										
口座名義										

注 申請者名義の口座を御記入ください。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市路線バス・タクシー・運転代行業者燃料価格高騰対策支援事業
補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市路線バス・タクシー・運転代行業者燃料価格高騰対策支援事業補助金については、鹿屋市路線バス・タクシー・運転代行業者燃料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

第3号様式（別表第2関係）

誓 約 書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者
所在地
名称
代表者名
(署名又は記名押印)

当社（私）は、鹿屋市路線バス・タクシー・運転代行業者燃料価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に関して次のとおり誓約します。

- 1 補助金の交付要件を満たしています。また、今年度においてこれまでに当該補助金の交付を受けていません。
- 2 令和7年1月1日以前から鹿屋市内で事業を営んでおり、申請日以後も事業を継続する意思があります。
- 3 申請内容について虚偽が判明した場合は、補助金の交付の取消し、返還等に異議なく応じます。
- 4 鹿屋市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 補助金は、口座振替により受領します。
- 6 補助金に関する審査の範囲内において、鹿屋市における当社（私）の税情報に関する照会又は調査に同意します。
- 7 次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入等契約を締結している者（事業者を含む。）
 - (5) 暴力団（員）に経済上に利益又は便宜を供与している者
 - (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

第4号様式（別表第2関係）

補助対象路線便数内訳書

番号	起点	経由地	終点	市内走行距離（km）①	週当たり便数（便）②	補助金額（円） （①×②×143）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
補助金額合計③						
						(1,000円未満切捨て)

上記については、令和7年1月1日現在において当社が鹿屋市内で運行している路線及び便数に相違ありません。

年 月 日

所在地

名称

代表者名

（署名又は記名押印）

注1 市内走行距離については、以下により算定したキロメートル数を記載すること。

(1) 地域間幹線系統路線にあっては、鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金の算定に用いる市内乗入キロメートル数

(2) その他の路線にあっては、当該路線の市内乗入キロメートル数（市外にまたがる場合は、市外において最初に降車可能な停留所までのキロメートル数を含む。）

2 週当たり便数については、令和7年1月1日現在の時刻表において週当たり運行する最大の便数を記載すること。

第5号様式（別表第2関係）

補助対象車両内訳書

番号	自動車登録番号				燃料の区分（いずれかに○）		
					ガソリン	軽油	ガソリン 及びLPG (LPGハイブリット)
(例)	鹿児島	100	あ	1234	○		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
小計台数					台	台	台
合計台数					台		

☐ タクシー事業者
☐ 福祉有償運送事業者

合計台数

台×22,000円＝

補助金額④
円

☐ 自動車運転代行業者

合計台数

台×11,000円＝

補助金額④
円

上記については、令和7年1月1日現在において当社が鹿屋市内の事業所に配置する車両に相違ありません。

年 月 日

所在地
名称
代表者名
(署名又は記名押印)